

官民連携浸水対策下水道事業 実施要綱

第1 通則

官民連携浸水対策下水道事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

官民連携浸水対策下水道事業は、下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、下水道法第25条の10第1項又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第11条第1項の規定に基づき認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の整備を推進することにより、浸水被害の防止を図ることを目的とする。

第3 定義

この要綱において、「官民連携浸水対策下水道事業」(以下「本事業」という。)とは、下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域において実施される以下のいずれかに該当する施設(以下「対象施設」という。)の整備事業とする。

- (1) 下水道法第25条の10第1項の規定に基づき公共下水道管理者の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の規定に基づき都道府県知事等の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設

第4 事業主体

本事業の事業主体は、民間事業者等とする。

第5 事業計画の策定

事業主体は、公共下水道管理者と協議した上で事業計画を作成し、都道府県知事を経由して国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。

第6 国の補助

国は事業主体に対し、対象施設の整備に要する費用のうち、以下に定める率で補助することができる。

- (1) 第3(1)の場合、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第17条の6第1項に規定する率
- (2) 第3(2)の場合、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号)第5条第1項に規定する率

ただし、公共下水道管理者である地方公共団体が、対象施設の整備に要する費用のうち4

分の1を目安に負担する場合に限る。

第7 監督等

- (1) 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村又は民間事業者等に対し、市町村長は民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
- (2) 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村又は民間事業者等に対し、市町村長は民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)及び民間事業者等に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。